

# 提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
17	診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲	熊本県 指定都市市長会 神戸市	1～8
3	介護保険制度における住所地特例の適用対象の拡大	関西広域連合 和歌山県 鳥取県 茨城県	9～24
18	介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲	さいたま市	25～29
19	訪問介護ステーションの開業要件の緩和	徳島県	30～35
2	サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲	福井市	36～42
13	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和	埼玉県	43～56
26	公営住宅の一部入居者(生活保護受給者又は一定の認知症患者)に対する収入申告の義務付けの緩和	京都府	57
29	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化	豊田市 松山市	58～68

平成27年地方分権提案  
に係る内閣府ヒアリング

# 診療所に係る病床設置許可の 指定都市への移譲



平成27年7月10日  
熊本県健康福祉部

# 平成27年地方分権提案に係る内閣府ヒアリング資料

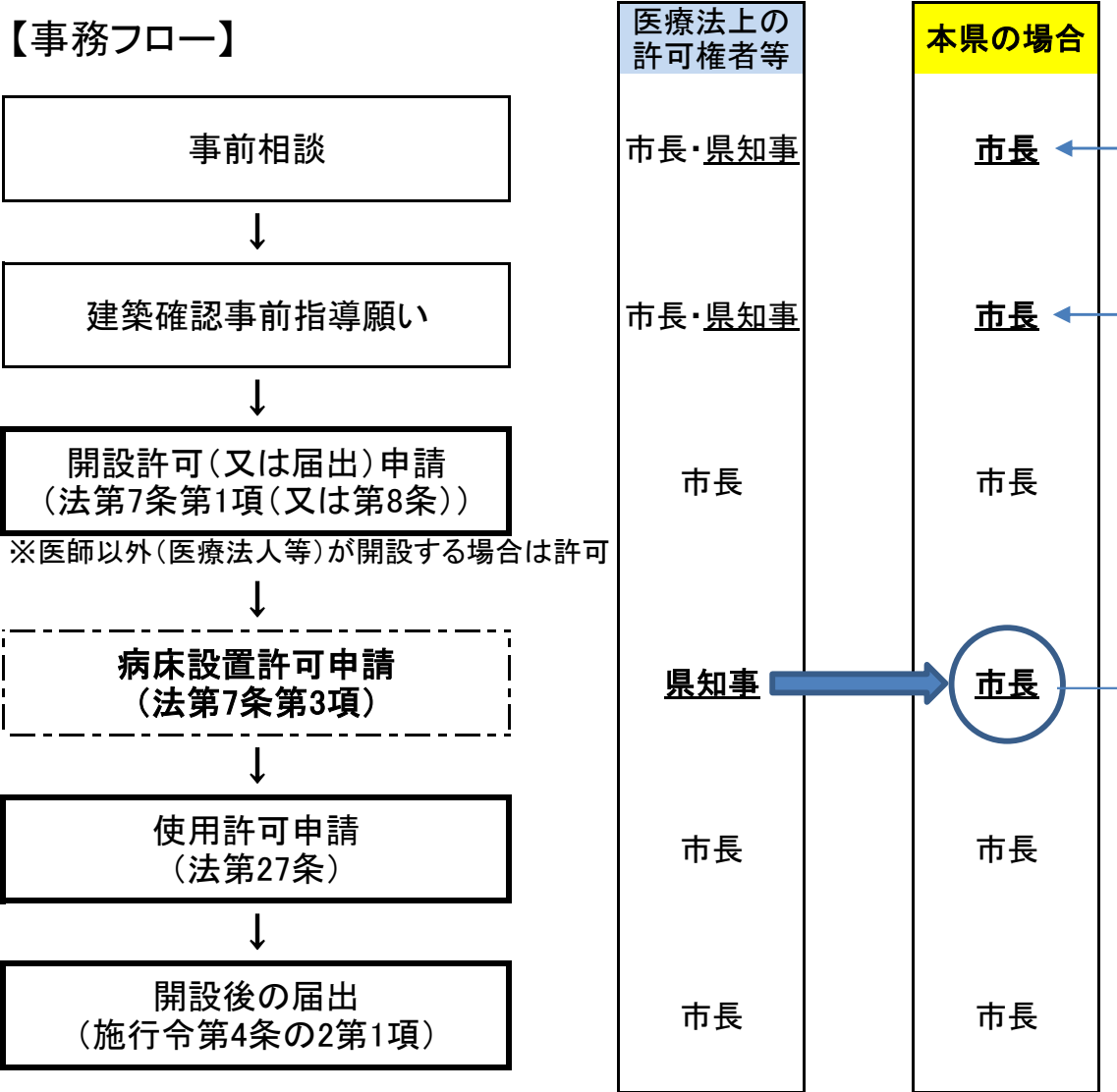
平成27年7月10日 熊本県

提案事項 (事項名)	診療所の病床設置等に係る都道府県知事の許可を指定都市の市長へ移譲(医療法第7条第3項)
---------------	---

提案理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療計画における病床数の管理に係る、病院の開設許可(医療法第7条第1項)については、平成27年4月から指定都市の市長に権限を移譲済み。</li><li>・一方、診療所の病床設置等の許可(医療法第7条第3項)については、都道府県知事の権限として残った状況。</li><li>・医療計画に基づき病床数を管理する上で、病院と診療所の取扱いを区分する理由は見当たらず、指定都市の市長に権限を移譲することが適当。</li></ul>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定都市においては、有床診療所を開設しようとする者にとっては、都道府県庁と市役所の両窓口を行き来することになり、利便性が悪い。</li></ul>
本県の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・本県では、平成13年4月から「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により、当時、中核市であった熊本市に、独自に権限を移譲済み。</li><li>・その効果として、有床診療所を開設しようとする者からすると、開設、病床設置、使用許可などの一連の事務手続きが、熊本市だけで完了でき、利便性が良い。</li></ul>

# 参考①

## 指定都市において有床診療所を開設する場合



本県においては、平成13年4月から条例による事務処理の特例で、診療所に係る病床設置等の許可権限について、熊本市長へ移譲しており、有床診療所を開設しようとする者は熊本市だけで申請手続きが完了できる。

## 参考②

### 熊本県二次保健医療圏別の医療施設数

平成27年4月1日現在

	病院	一般診療所	一般診療所		歯科診療所	歯科診療所	
			有床	無床		有床	無床
全圏域	214	1,497	344	1,153	855	1	854
熊本	94	630	129	501	396	1	395
宇城	12	72	18	54	45		45
有明	12	133	34	99	74		74
鹿本	6	46	14	32	25		25
菊池	16	132	20	112	76		76
阿蘇	6	50	11	39	23		23
上益城	13	62	12	50	29		29
八代	13	132	37	95	74		74
芦北	11	50	14	36	18		18
球磨	13	85	20	65	45		45
天草	18	105	35	70	50		50